

り。而して等級の昇級期間は六等より五等に至るに三箇月を要し、五等より四等へ六箇月、四等より三等へ九箇月、三等より二等へ一箇年、二等より一等へ三箇年、一等より特等へ三箇年を要し、更に特等級に三段ありて其進級期限は各三箇年とす。

之と共に必要なるは、勤務時間にして一日十一時間二十分以内にして七時間を乗車時間とし、残り四時間二十分は下車勤務時間に充つ。即ち七時間を以て電氣局所要の責任哩數、六十哩を運轉するものとす。

而して、組合が待遇法改正を要求する重要な點は、八時間制と共に、歩合制を日給制度と爲すにありとす。

△交渉の経過

斯くして組合幹部は、上記要求案と共に、十名解雇の理由に就き電氣局に向つて、要求を開始したれども、當局は交通労働組合を承認するの意志なく、従つて組合代表者との折衝を廻避するの態度を保持し、一方組合の要求とは没交渉なる改案を提示して、従業員に組合運動に依るを防止せんと努めたりしも、組合側の運動は能く従業員に結束を維持せしめ、電氣局の組合代表者を嫌忌す、態度に對抗して、

運動の主義

一、市民の利益を尊重する爲め直接行動の擧に出づるを慎み平穩公明の手段を以て飽く迄言論を以て戦ふこと

一、當局は要求を提出せざる以前組合員幹部を解雇して挑戦態度を取りたること

一、運轉を休止せしめても組合を撲滅せよと、青山注連澤主任は終車後監督を集めて命令す

一、本所支部にては乗務者の服装をなし「島上は運轉を休止すると觸れ廻り居れるが止めるか如何」と乗務員を宣傳しつゝあること、島上は自己が煽動する如く觸れ廻られては大變なりと百方乗務員間を説いて慎重の態度を取るべきことを慰撫したり

斯くの如きは要するに當局は乗務員を罷業せしめて其罪を組合員に嫁せんとするの奸策なり。の決議をなし、所々に示威的大會を開催して電氣局の態度を難じ、或は内務大臣、警視總監、市長等を歴訪して陳狀し、更に十名誠首者の爲めは各支部より同情金を醸出し同時に左記誠首問題に關する宣言を公表して社會に宣傳する等組織的運動を繼續したり。

本組合員誠首問題に關する宣言

日本交通労働組合東京市電氣局従業員部が九月三日の創立總會を擧げて以來東京全市の各出張所に